

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 5 月 19 日 (金) 第 414 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告

示

- | | | |
|---|-----------------|----|
| ○歳入の徴収事務の委託 | (青少年男女共同参画課取扱い) | 1 |
| ○保安林の指定 | (森づくり推進課取扱い) | 2 |
| ○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (2件) | (水産振興課取扱い) | 2 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課取扱い) | 3 |
| ○土砂災害警戒区域の指定の解除 | (砂防課取扱い) | 3 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定の解除 | (砂防課取扱い) | 3 |
| ○土砂災害警戒区域の指定 | (砂防課取扱い) | 4 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定 | (砂防課取扱い) | 4 |
| ○歳入の収納事務の委託 (2件) | (建築課取扱い) | 4 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 | (南薩地域振興局取扱い) | 5 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 | (北薩地域振興局取扱い) | 5 |
| ○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 | (始良・伊佐地域振興局取扱い) | 5 |
| ○一般競争入札公告 | (会計課取扱い) | 5 |
| 公 安 委 員 会 公 告 | | |
| ○警備業交通誘導警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告 | (生活安全企画課取扱い) | 8 |
| 労 働 委 員 会 告 示 | | |
| ○鹿児島県労働委員会あっせん員候補者の告示 | (労働委員会事務局取扱い) | 10 |
| 奄美大島海区漁業調整委員会指示 | | |
| ○ソデイカの採捕を目的とする漁業についての指示 (奄美大島海区漁業調整委員会取扱い) | | 11 |
| 県立病院局企業管理規程 | | |
| ○鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (※) | (県立病院課取扱い) | 13 |

告 示

鹿児島県告示第469号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 5 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 歳入の種類

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例 (平成14年鹿児島県条例第69号) 別表に定める駐車場使用料

2 委託の相手方

鹿児島市西田三丁目10番25号
東洋警備株式会社

3 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

鹿児島県告示第 470 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 5 年 5 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

鹿児島市本名町 6121 番，6122 番 2，6122 番 3，6139 番 2，6139 番 3，6145 番 1，6146 番から 6148 番まで，6149 番 2，6149 番 4，6149 番 28

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は，択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第 471 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により，漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるため，次のとおり届出があった。

また，当該届出に係る指定漁船調書を令和 5 年 5 月 19 日から同年 6 月 2 日まで鹿児島県漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 5 年 5 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 発起人の住所及び氏名

鹿児島郡三島村大字硫黄島 25 番地 長濱義人

鹿児島郡三島村大字硫黄島 89 番地 安永瞳

鹿児島郡三島村大字黒島 777 番地 山田和広

2 加入区

三島加入区

3 漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称

鹿児島県漁業協同組合

鹿児島県告示第 472 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により，漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるため，次のとおり届出があった。

また，当該届出に係る指定漁船調書を令和 5 年 5 月 19 日から同年 6 月 2 日まで牛根漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 5 年 5 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 発起人の住所及び氏名

垂水市牛根麓606番地 村下誠
 垂水市二川667番地16 清水克輝
 垂水市牛根境1309番地3 川添春信

- 2 加入区
 牛根加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
 牛根漁業協同組合

鹿児島県告示第473号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年5月19日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月19日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	270号	枕崎市桜山西町512番地先から同市西鹿籠字四ツ枝20398番地先まで	前	9.6～34.4	485.3
			前	11.0～38.9	460.0
			後	9.6～34.4	485.3
			後	11.0～37.7	460.0

鹿児島県告示第474号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和5年5月19日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・小原8及び急・田上台三丁目1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第475号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和5年5月19日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・小原8及び急・田上台三丁目1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第476号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和5年5月19日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・小原8及び急・田上台三丁目1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第477号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和5年5月19日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・小原8及び急・田上台三丁目1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第478号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和5年5月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 歳入の種類
鹿児島市に存する県営住宅に係る住宅使用料
- 2 委託の相手方
鹿児島市新屋敷町16番228号
公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
- 3 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

鹿児島県告示第479号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和5年5月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 歳入の種類
鹿児島市以外（離島を除く。）に存する県営住宅に係る住宅使用料
- 2 委託の相手方
鹿児島市東開町3番地166
南和産業グループ 代表団体 株式会社南和産業

3 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

南薩地域振興局告示第 5 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 5 年 5 月 19 日

南薩地域振興局長 竹内文紀

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービスみらい	指宿市湯の浜1-15-26	特定非営利活動法人かごしまサポートアスリートバンク	鹿児島市宇宿九丁目38番3号	福留 寿和	令和 5 年 5 月 1 日	放課後等デイサービス

北薩地域振興局告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 5 年 5 月 19 日

北薩地域振興局長 北菌育子

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
自立生活援助事業所Welfare	出水市平和町477番地2	社会福祉法人清流苑	出水市平和町477番地2	中島 雅恵	令和 5 年 4 月 30 日	自立生活援助

始良・伊佐地域振興局告示第 9 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 5 年 5 月 19 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービスにこのいえ	霧島市国分中央二丁目4番9号	株式会社たじつや	霧島市国分中央三丁目22番17号	田實 義幸	令和 5 年 2 月 28 日	放課後等デイサービス

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 5 年 5 月 19 日

鹿児島県警察本部長 野川明輝

1 入札に付する事項

(1) 借入れをする物品等の名称及び数量

X線マイクロアナライザー装置の賃貸借 一式

- (2) 借入れをする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和6年1月31日
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
 - (5) 借入期間
令和6年2月1日から令和14年1月31日まで
なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法
資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
 - (3) 申請書類の受付期間
令和5年5月19日から同年6月2日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札書の提出方法
(5)に示す日時及び場所に直接持参するか、又は(3)の提出場所に配達を証明することができる郵便若しくは信書便により送付すること。

- (3) 郵送による入札書の提出場所
鹿児島県警察本部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566
- (4) 郵送による入札書の提出期限
令和5年7月3日午後5時15分必着
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 令和5年7月4日午後1時30分
イ 場所 鹿児島県警察本部会計課入札室（警察本部庁舎3階）
- (6) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
（ア）交付場所 (3)に同じ。
（イ）交付期限 令和5年6月9日午後5時15分
- 5 契約条項を示す場所及び期限
4の(3)及び(6)のイの(イ)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
(2) 契約保証金
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。
なお、契約保証金は、契約履行後還付する。
- 8 入札の無効
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格
設定しない。

- 11 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県警察本部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566
電話番号 099-206-0110（内線2232）
ファックス番号 099-206-5560
- 13 その他
この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 14 SUMMARY
 - (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
X-ray microanalyzer system:1Set
 - (2) DELIVERY PERIOD:
As shown in the specification book
 - (3) DELIVERY PLACE:
As shown in the specification book
 - (4) TIME LIMIT FOR TENDER BY MAIL:
5:15 p.m. 3 July 2023
 - (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Finance Division
Police Administration Department
Kagoshima Prefectural Police Headquarters
10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan
TEL 099-206-0110(ext.2232)
FAX 099-206-5560

公安委員会公告

警備業交通誘導警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業交通誘導警備業務 1 級及び同 2 級検定を次のとおり実施する。

令和 5 年 5 月 19 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

- 1 検定の種別及び級の区分
 - (1) 交通誘導警備業務 1 級
 - (2) 交通誘導警備業務 2 級
- 2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員
 - (1) 実施日時
 - ア 交通誘導警備業務 1 級
 - (ア) 学科試験
令和 5 年 8 月 22 日（火）午前 9 時から午前 11 時まで
 - (イ) 実技試験
令和 5 年 9 月 16 日（土）午前 9 時から午後 5 時まで
 - イ 交通誘導警備業務 2 級
 - (ア) 学科試験
令和 5 年 8 月 22 日（火）午前 9 時から午前 11 時まで
 - (イ) 実技試験
令和 5 年 9 月 9 日（土）午前 9 時から午後 5 時まで
 - ウ 検定当日の受付時間

午前 8 時 30 分から午前 9 時まで

- (2) 実施場所
いずれの検定も鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）
- (3) 受検定員
いずれの検定も30人（受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格
 - (1) 交通誘導警備業務 1 級
鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員のうち、次のいずれかに該当する者
 - ア 交通誘導警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が 1 年以上である者
 - イ 鹿児島県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
 - (2) 交通誘導警備業務 2 級
鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員
- 4 検定の方法及び内容
 - (1) 交通誘導警備業務 1 級
 - ア 学科試験
 - ㊦ 警備業務に関する基本的な事項に関すること。
 - ㊧ 法令に関すること。
 - ㊨ 車両等の誘導に関すること。
 - ㊩ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
 - ㊪ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - イ 実技試験
 - ㊦ 車両等の誘導に関すること。
 - ㊧ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
 - ㊨ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 交通誘導警備業務 2 級
 - ア 学科試験
 - ㊦ 警備業務に関する基本的な事項に関すること。
 - ㊧ 法令に関すること。
 - ㊨ 車両等の誘導に関すること。
 - ㊩ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - イ 実技試験
 - ㊦ 車両等の誘導に関すること。
 - ㊧ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
 - (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア 期間
令和 5 年 6 月 5 日（月）から同月 16 日（金）まで（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第 37 号）第 1 条の県の休日を除く。）
 - イ 時間帯
午前 8 時 30 分から午後 4 時まで
 - (2) 提出書類
 - ア 交通誘導警備業務 1 級
 - ㊦ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 9 条の検定申請書（別記様式第 1 号。以下「検定申請書」という。）

1 通

- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1通
- (エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1通
- (オ) 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)のアに該当する場合に限る。） 1通
- (カ) 交通誘導警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(1)のイに該当する場合に限る。） 1通

イ 交通誘導警備業務2級

(ア) 検定申請書 1通

- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1通
- (エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1通

(3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

受検者が鹿児島県内に住所を有する場合におけるその者の住所地又は受検者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。

6 検定手数料

交通誘導警備業務1級及び同2級ともに、14,000円（14,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）

なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

(1) 本検定の学科試験の合格発表は、学科試験当日、実施場所において行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(2) 本検定の最終合格者発表は、実技試験終了後、実施場所において行う。

(3) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴、ひも付き警笛及び雨着（雨天時のみ）を持参すること。

(4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条の成績証明書を交付する。

8 本検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）

労働委員会告示

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第 4 条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第 1 号）第68条第 1 項の規定により、鹿児島県労働委員会あっせん員候補者を次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 19 日

鹿児島県労働委員会会長 采女博文

あっせん員候補者名簿

氏 名	職 業 等	委嘱年月日
田中 佐和子	現 弁護士 現 鹿児島県労働委員会公益委員	平成26. 7. 1
采女 博文	現 鹿児島大学名誉教授 現 鹿児島県労働委員会公益委員	平成27. 7. 14
新納 幸辰	現 弁護士 現 鹿児島県労働委員会公益委員	平成30. 7. 2
長野 信弘	元 鹿児島県代表監査委員 現 鹿児島県労働委員会公益委員	令和 3. 4. 13
森尾 成之	現 鹿児島大学教授 現 鹿児島県労働委員会公益委員	令和 4. 4. 12
下町 和三	現 連合鹿児島会長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	平成30. 7. 2
海蔵 伸一	現 情報産業労働組合連合会鹿児島協議会議長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	令和 2. 7. 1
木佐貫 美保	現 U Aゼンセンイケダパン労働組合中央執行書記長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	令和 2. 7. 1
岡 良二	現 私鉄総連鹿児島県連絡協議会議長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	令和 4. 7. 1
片野坂 昭彦	現 自治労鹿児島県本部副執行委員長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	令和 4. 7. 1
柳田 由美	現 株式会社丸屋ブライダル代表取締役社長 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	平成29. 12. 12
濱上 剛一郎	現 鹿児島県経営者協会専務理事 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	平成30. 7. 2
水淵 大作	現 水淵電機株式会社代表取締役社長 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	令和 2. 7. 1
上野 総一郎	現 南国殖産株式会社取締役専務執行役員 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	令和 2. 7. 1
吉田 健朗	現 株式会社南日本総合サービス代表取締役社長 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	令和 4. 7. 1
五反田 晃一	現 鹿児島県労働委員会事務局長	令和 5. 4. 11
宮地 昌博	現 鹿児島県労働委員会事務局総務課長	令和 3. 4. 13
大重 英一郎	現 鹿児島県労働委員会事務局審査調整監	令和 5. 4. 11

奄美大島海区漁業調整委員会指示

奄美大島海区漁業調整委員会指示第 5 - 1 号

奄美大島海区におけるソデイカの採捕を目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第 267号）第120条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 5 年 5 月 19 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

1 定義

(1) この指示において、ソデイカはえ縄漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、そ

れを幹縄で多数連結して、うきによって海面から吊るし、ソデイカを採捕する漁業をいう。

(2) この指示においてソデイカ旗流し漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗及び旗竿の標識をつけたうきによって海面から吊るしたものを1単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

2 操業の承認

奄美大島海区において、ソデイカはえ縄漁業を操業しようとする者は、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」により、使用する漁船ごとに奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認の対象者

承認の対象となる者は、原則として鹿児島県に住所を有する者であって、委員会が特に認めた者とする。

4 操業を承認しない場合

委員会は次のいずれかに該当する場合は、操業の承認をしない。

- (1) 操業の承認を受けた者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
- (2) 漁業に関する法令又はこの指示を遵守する精神を著しく欠く者であると認められる場合
- (3) 同一の漁業者が2隻以上申請した場合

5 操業期間の制限

ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業は、毎年6月1日から10月31日までは操業してはならない。

6 漁具の制限

ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業で使用する漁具を次のように制限する。

- (1) ソデイカはえ縄漁業で使用する擬餌針等の数は、1隻当たり350針以内とする。
- (2) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。
- (3) 最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。

7 操業区域の制限

ソデイカはえ縄漁業は、最大高潮時海岸線から50海里以内で操業してはならない。

8 承認証の漁船への備付け義務

ソデイカはえ縄漁業の操業に際しては、委員会から交付された承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければならない。

9 漁獲実績の報告

ソデイカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長及びソデイカはえ縄漁業の承認を受けた者は、委員会に漁獲実績を報告しなければならない。

10 遵守事項

ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業を行う者は、この指示に定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要な事項を指摘したときは、これを遵守しなければならない。

11 承認の取消し

委員会は、漁業調整上必要があると認めるとき、又はこの指示に違反して操業したと認めるときは、承認を取り消すことがある。

12 取扱事項

この指示に定めるもののほか、操業の承認等に係る取扱いについては、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」及び「ソデイカはえ縄漁業の承認等に関する取扱方針」によるものとする。

13 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和5年6月1日から令和6年5月31日までとする。

県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年5月19日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第7号

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

附則第11項第1号中「4,000円」を「2,000円」に改め、同項第2号中「3,000円」を「1,500円」に改め、同項第3号中「2,000円」を「1,000円」に改める。

附 則

この規程は、令和5年5月19日から施行し、改正後の鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の規定は、同月8日から適用する。